

派遣「労使協定方式」の2027年度「一般賃金水準」決定

労働者派遣法に基づき、派遣元が「労使協定方式」を選んだ際に用いる来年2027年度の一般賃金水準（一般基本給・賞与など）について、厚生労働省は直近の統計データを用いて集計しました。9月から全国の派遣元事業者に伝達します。「同一労働同一賃金」導入に伴う2024年4月施行の改正派遣法は、派遣労働者の賃金や待遇について「派遣先均等・均衡」（派遣先方式）か「派遣元による労使協定」（労使協定方式）のいずれかの待遇決定方式を義務化。このうち、「労使協定方式」を採用した場合は、一般賃金水準より「同等以上」であることが定められています。

現 在運用されている賃金水準は、「24年度職業安定業務統計」（ハローワーク統計）と「24年賃金構造基本統計調査」（賃構統計）の2種類が基になっています。

今回、局長通達で示す来年27年度適用分は、「25年度のハローワーク統計」と「25年の賃構統計」を最新データとして、一般賃金水準に用いる各指数も更新されます。厚労省の説明によると、主要なものとして「通勤手当」は79円（時給換算）から67円に12円減、「学歴計初任給との調整」は0.6%減の11.9%、「退職金割合」は5%、「賞与指数」は0.02でいずれも「変更なし」となりました。

また、ハローワーク統計の職業計は44円増の1333円で、昨年度より上がる職種が532、下がる職種は8。賃構統計の産業計は88円増の1530円で、昨年度より上がる職種が112、下がる職種は13となっています。

残業「月45時間以内」の一律指導を見直し、労基署

厚生労働省は9月から、労働基準監督署が企業に実施している「残業時間、月45時間以内」の一律指導を見直します。残業時間規制に対する緩和策であり、高市早苗首相が目指す労働基準法改正の動きにも影響を与えそうです。

残業時間の上限については、労使で36協定を結べば月45時間、年間で360時間となり、さらに労使で特別条項を締結すれば月100時間未満、年720時間以内まで認められています。しかし、労基署は現在、月100時間未満まで残業ができる企業にも月45時間以内に収めるよう一律指導を行っており、これを9月から見直します。

一方で、見直し後の指導では、企業側が36協定で定める健康確保措置を履行しているか否かを重点的に確認する方針です。

こうした動きを踏まえて厚労省は、36協定などを締結するための企業向けの相談窓口を全国に開設します。今回の見直しは、企業や労働者の一部から労働時間を弾力化してほしいとの声があり、政府は7月に閣議決定した日本成長戦略に「労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとった指導が行われるよう速やかに見直す」と記載。これを現場の指導監督に反映した格好です。今年の後半は、労働時間規制の緩和を含む労基法改正の議論が活発化するだけに、指導見直しの動きは注目を集めています。

63%の企業がメンタルヘルス対策 厚労省

厚生労働省が発表した2025年「労働安全衛生調査」の概況によると、メンタルヘルス関連では過去1年間（24年11月～25年10月）にメンタルヘルスの不調で1カ月以上休業したり退職したりした従業員のいた事業所は13.5%（前回24年調査比0.7ポイント増）ありました。

産業別では「情報通信業」の37.4%が最も高く、「学術研究・専門・技術サービス業」が27.0%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が26.2%で続きます。平均より高い産業が17産業のうち10産業に上りました。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は63.3%（同0.2ポイント減）あり、取り組み内容は「ストレスチェックの実施」が64.0%で最も多く、「職場環境等の評価・改善」が52.8%、「労働者への教育研修・情報提供」が35.6%など（複数回答）。

2025年の男性育休取得、初の50%超え

厚生労働省が発表した「2025年度雇用均等基本調査」によると、25年度に育児休業を取った男性の割合が50.9%（前年度比10.4ポイント増）となり、初めて5割を超え、政府が掲げる「25年度に50%」の目標を上回りました。これは23年10月～24年9月に出産で、25年10月までに育休を取った割合。女性は88.3%（同1.7ポイント増）で3年連続の増加。

取得した男性の取得期間は「1カ月～3カ月未満」が30.3%で最も多く、「2週間～1カ月未満」が28.0%で続きます。合わせると50%を超え、女性で最も多い「12カ月～18カ月未満」と「10カ月～12カ月未満」の60.1%に比べると、取得期間の短さが鮮明になっています。

一方、正社員・正職員に占める女性比率は総合職が41.0%（同3.5ポイント増）、一般職が40.1%（同0.1ポイント増）などとなり、初めて総合職が一般職を上回りました。女性管理職のいる企業の割合は、「課長級以上」で54.1%（同0.8ポイント減）、「係長級以上」で61.7%（同2.7ポイント減）でした。調査は25年10月時点の状況について、常用労働者10人以上の3077社、同5人以上の3291事業所の有効回答を集計しています。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース